

第8期介護保険事業計画の「取組と目標」にかかる評価（中間評価・最終報告）

6.【隠岐の島町】

(1)取組と目標					(2)自己評価			運営協議会 評価
テーマ	現状と課題	第8期における具体的な取組	目標(事業内容・指標等)	計画における参照箇所	実施内容	自己評価結果	課題と対応策	
1.自立支援、介護予防・重度化防止の推進	筋骨格系疾患が介護認定申請理由の上位を占めることから、フレイル予防について啓発を行ってきた。これまで行ってきた介護予防の内容を検討し、高齢期をどう過ごすか「高齢期の備え」について考えてもらうような取組が必要。若い世代からの継続した健康づくりは今後も継続して担当部署と連携を図る。	①実践的な運動の実施 ②保健事業と介護予防の一体的実施 ③高齢者の通いの場の確保	①これまでとくりくんできた、運動の機運を高める取組みだけでなく、実践的な運動に取り組むため百歳体操を実施。 ②健康づくりと介護予防を一体的に取り組むため関係部門と連携して事業を開催。 ③既存の地域サロンが継続できるよう側面的な支援を行う。	第8期計画 P69.70参照	①高齢期の過ごし方講座やサロン交流会で百歳体操の実演、啓発を行った。百歳体操を実施するグループへ、実施前後に体力測定の支援を行った。 ②一体的実施に係る協議を行った。 ③サロン交流会の開催や保健師によるサロン支援を行った。	自己評価【A】 概ね事業計画通りに実施できた。	より多くの方に啓発し、自分のこととして考えてもらえるよう内容の検討を行う。 サロンに限らず地域で集う場を可視化し、介護予防について働きかける。	A
2.生活支援サービスの充実	生活支援コーディネーターと共に高齢者との対話を通して困りごとや不安を把握し、「隠岐の島町生活支援体制整備連絡会」で解決方法について意見交換を行ってきた。社会資源の把握と有効活用のための「暮らしの便利帳」や「タクシー利用助成事業」等、対策を講じることができつつある。今後も継続して地域の自助力、互助力を高める活動を生活支援コーディネーターを中心に行っていく必要がある。	①生活支援コーディネーターとの連携 ②見守り支援体制の構築	①「暮らしの便利帳」を適宜更新し、地域で利用していただけるよう働きかけを継続していく。また、地域でのつながりや支え合いが強化されるよう、生活支援コーディネーターを中心に地域に向いて、地域にあった方法で取り組んでいく。 ②独居・認知症高齢者が安全・安心して生活できるよう、地域全体で見守る仕組みを構築していく。有事の際スムーズに対応できるよう、地域住民、関係機関とのネットワーク構築を目指す。	第8期計画 P71.72参照	①毎年度更新していた「暮らしの便利帳」だが、今年度中の更新は新型コロナウイルスの状況とサービスの目まぐるしい変化と言う理由でできなかった。 ②隠岐の島町高齢者見守りネットワーク事業実施要綱を作成し、町内事業所との協定を結んだ。	自己評価【A】 概ね事業計画通りに実施できた。	①コロナ禍が落ち着きを見せているため、地域に向く活動の再開が求められる。生活支援コーディネーターとの連絡会により、情報共有を図る。 ②要綱を作成した。今後は事業所や協力団体をまわり、ネットワーク構築を進める。	A
3.高齢者の生活環境(住まい)整備の推進	住み慣れた地域で安心して暮らすことができる住宅環境整備の推進が必要となっている。	①住宅改修支援事業支援 ②高齢住宅整備の検討 ③集合住宅整備事業の活用	高齢者が安心して生活できる住宅環境の整備	第8期計画 P73参照	①相談、手続きで支援の実施。 ②活用方法の検討。	自己評価【B】 ②使用開始の遅れがあった。 ③現時点で整備予定はない。	②使用対象者、使用にあたっての取り扱いが未確定であり、使いやすい住宅の利用を進める。 ③高齢者にとって必要な住まいのあり方を継続して検討する。	B
4.地域ケア会議の推進	隠岐の島町内での地域包括ケア体制構築の為の会議体制として、個別ケア会議、7圏域の地域連絡会等で地域課題の把握を行い、隠岐の島町地域包括ケア推進協議会で課題整理の中で、町として取り組むべき方向性について確認を行ってきた。今後も引き続き行っていくとともに、課題の整理から具体的な政策提言に繋げていく事と、関係者間だけで考えていくのではなく、町民の意見も取り入れていく必要がある。	①7圏域での地域連絡会の開催 ②個別ケア会議の開催 ③介護支援専門員連絡会の開催 ④課題把握から政策提言を行うまでの会議体制の基盤強化	①定期的に開催し、年度毎に問題課題について整理する。 ②支援が必要な高齢者について、関係者も含めた個別ケア会議を実施し、その中で出た課題については整理し、協議会での政策提言に繋げる。 ③介護支援専門員が支援を行う上での困りごとの共有と課題の把握をする連絡会を開催する。 ④地域連絡会や個別ケア会議等で出された課題について、推進協議会で確認し、課題解決の方向性等について、各部会におろしていく。	第8期計画P74～75 参照	①定期開催し、圏域ごとの高齢者の課題について確認している。 ②随時の個別ケア会議を実施。 ③定期の連絡会にて対応する。 ④課題について推進協議会で確認。	自己評価【A】 概ね事業計画通りに実施できた。	推進協議会において、委員より包括ケアの取り組みを町民に周知する必要性について意見があり、高齢期の過ごし方講座にて対応する。 ①高齢者の認定情報の共有にとどまっている。地域ごとの過程を抽出できるよう事務局からも他の圏域で出た課題や町全体の課題を切り口に、課題の確認を行えるよう進めていく。	A
5.在宅医療・介護連携の推進	住民自身に、自分の生き方・逝き方を考えてもらう機会として講演会の開催、リビングウィルカード、エンディングノートの普及啓発を図ってきた。在宅医療の強化に向け、病院からの訪問診療体制が整備されるといった新たな取組もみられた。引き続き、住民への啓発、在宅医療提供体制性並びに医療介護連携の強化が必要。	①地域住民への啓発 ②医療介護連携の強化 ③医療介護サービス提供体制の検討	①本人の意に沿う医療介護サービスを提供するため、自身が自分の生き方について主体的に考えることができるよう、講演会の開催、リビングウィルカードの配布。 ②スタッフ間の連携強化を図るため、研修会や意見交換会を開催し、顔の見える関係づくりを図る。 ③慢性的な人材不足をふまえての公平性、効率性を考慮した医療介護サービス提供体制を検討する場の設定。	第8期計画 P76参照。	①高齢期の過ごし方講座の中で、ACPについて啓発。後期高齢者医療被保険者証の送付に併せて、リビングウィルカード送付。 ②医療介護連携ワーキング、多職種連携研修会で入退院連携に関する協議を重ね、情報提供シートを作成、試用。「誤嚥性肺炎」により入退院を繰り返すケースが多いという現状がわかり、介護スタッフを対象とした摂食、嚥下についての研修会を実施。 ③医療介護連携部会で検討。	自己評価【A】 概ね事業計画通りに実施できた。	地域住民への啓発はより多くの方に啓発できるよう働きかけの工夫が必要。 入退院連携については、少しずつ仕組み作りができており、引き続き取り組む。 入院に至るケースを減らすため、外来との連携の仕組みづくりについて検討を開始する。	A

(1)取組と目標					(2)自己評価			運営協議会 評価
テーマ	現状と課題	第8期における具体的な取組	目標(事業内容・指標等)	計画における参照箇所	実施内容	自己評価結果	課題と対応策	
6.認知症施策の推進	認知症の基本的理解の促進について、認知症に関する映画の上映や、認知症ケアパスの配布、アルツハイマー月間に併せて図書館や役場、病院での認知症啓発コーナーを設置し普及啓発を行った。早期の相談支援体制については初期集中支援チームで対応し、受診勧奨等に繋げている。併せて、隠岐病院が認知症疾患医療センターを立ち上げて専門相談等を行い、保健所も隠岐圏域の認知症対策について協議する場を設置している。継続しての認知症についての普及啓発等について取り組む必要がある。	①認知症を理解する機会の確保 ②認知症高齢者の地域での見守り役の養成 ③認知症ケアパスの普及 ④認知症に係る相談支援体制の整備 ⑤認知症施策の充実	①町民の方や関係者にむけての講演会や映画上映による普及・啓発の実施 ②地域住民だけでなく、認知症高齢者に関わる関係機関にむけての認知症サポーター養成講座の開催。 ③各種関係機関での窓口設置やHP掲載にてケアパスの普及を行う。 ④認知症初期集中支援チームによる早期発見・早期対応の実施。 ⑤認知症に関わる関係者で組織する部会の開催	第8期計画 P77～78参照	①認知症に関する映画上映、9月のアルツハイマー月間に図書館、本屋、役場にて啓発コーナーを設置。 ②関係機関への講座開催を予定。 ③アルツハイマー月間の啓発コーナーにケアパスを設置。 ④チームによる対応実施。 ⑤部会の年1回開催。	自己評価【A】 概ね事業計画通りに実施できた。	②役場職員を対象とした講座を開催予定。	A
7.高齢者の権利擁護体制の強化	高齢者の権利擁護の推進について、高齢者虐待、成年後見制度についての普及啓発と併せて、町民の方々が老いについて考えていく機会として老い支度講座と称した講演会やエンディングノートの活用の為の講座を開催している。高齢者虐待の対応については、経済的虐待等、虐待の種類によって事実確認の判断が難しく、より専門的な視点が必要。成年後見制度の利用促進についても、町としての方向性を示すものとして利用促進に関する計画を策定する。	①高齢者の権利擁護に関する普及・啓発 ②高齢者虐待への対応 ③成年後見制度の利用促進	①高齢者の権利擁護について普及・啓発を行う。 ②高齢者虐待に早期に対応し、虐待の防止に繋げる。 ③成年後見制度の利用促進の為に、町の方向性を示した計画を策定する。	第8期計画P79～80参照	①各種研修会や町広報誌にて周知。 ②早期対応実施。 ③R4.4.1計画策定。	自己評価【A】 概ね事業計画通りに実施できた。	③昨年度中核機関設置検討委員会を設置し検討。運営については町直営、社協に一部事務委託を行う。	A
8.人材確保 (町村による村独自施策の推進)	人材の確保と離職防止を図ると共に、安定的なサービスの提供基盤の整備が必要である。	①労働環境整備の推進 ②人材確保に向けた支援事業の継続実施	①②多様化する福祉・介護ニーズに的確に対応できるよう、新たな人材の参入促進や離職防止等、人材の確保への取組を図る。	第8期計画 P100参照。	①②現行制度の維持・普及を図った。	自己評価【B】 ①②現行制度の維持・普及。	これまでの事業効果を踏まえた新たな事業への取り組みを検討。	B

【評価の基準】

- A・・・概ね事業計画通りの事業が達成出来そうである。
  - B・・・一部事業計画通りの事業が達成出来そうもない。
  - C・・・ほとんど事業計画通りの事業が達成出来そうもない。
- ※新型コロナウイルスにより未実施となっているものは評価からは除外